

事業主さま

主催 (一社)川口地区労働基準協会
(免税事業所)
後援 川口労働基準監督署

自由研削用といしの取替え等業務特別教育講習 (募集案内)

労働安全衛生法第59条第3項の規定により、「事業者は、危険又は有害な業務で、労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。」とし、労働安全衛生規則第36条第1号では、この特別教育を必要とする業務のひとつとして、「研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務」が示されています。

そこで当協会では、事業者に代わってこの講習会を下記により開催しますので、是非この機会に該当者の受講についてご配慮くださるようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和7年6月10日(火) 午後1時～5時15分
- 2 会 場 川口機械工業協同組合3階
川口市本町3-3-6 (JR川口駅下車東口徒歩7分)
- 3 受講費用 ①**会員事業場**：7,200円 (受講料 6,000円+テキスト代 1,200円)
②**非会員事業場**：9,200円 (受講料 8,000円+テキスト代 1,200円)
- 4 講習内容 安全衛生特別教育規程第2条第2項の学科教育
- 5 定 員 50名 (申込締切日 令和7年6月3日(火))
- 6 申込方法 **事前にお電話にてご予約下さい。予約順に席をお取りします。**
① ~③のいずれかの方法でお申込みください。
① 申込書と受講費用を併せて現金書留で郵送
② 申込書をFAXまたは郵送後、受講料を振込(手数料はご負担願います)
③ 申込書・受講費用を事前に当協会に持参(来所前にお知らせ下さい。)

【振込先】・埼玉りそな銀行川口支店 普通0022891

「(一社)川口地区労働基準協会」

振込み確認後、受講票をFAXします。

※領収証・請求書が必要な場合は〇〇希望と記載したメモを付け、返信用封筒(定型サイズ、宛先明記、110円切手貼付)を同封してください。

- 7 申 込 先 〒332-0016 川口市幸町1-1-17 フクロク・ハイ・マンション1号館201号室
(一社)川口地区労働基準協会 TEL048-258-3756 FAX 048-253-7620

- 8 修 了 証 修了者には『修了証』を交付します。
- 9 そ の 他 ①**既納の受講料は、欠席の場合でもお返しいたしません**
②**駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。**
③**講習会場内ではマスクの着用をお願い致します。**

※最小催行人員に満たない場合は講習が中止になるときもあります。

.....✂.....キリトリ.....✂.....

令和7年度 自由研削用といし取替え等業務特別教育 受講申込書

事業所名	担当者名			
所在地	電 話			
	F A X			
受講者名 生年月日	修了証番号	昭和・平成	年 月 日生	
	修了証番号	昭和・平成	年 月 日生	
	修了証番号	昭和・平成	年 月 日生	

*受講申込書にご記入いただいた個人情報は、講習実施の目的以外に使用することはありません。

*受講者名欄が足りない場合は、別紙でお申込み下さい。